

## 第2章 本計画の検討対象範囲

### 第1節 指定に係る事項

#### 1. 指定説明

名 称：三井楽（みみらくのしま）<sup>注1</sup>

指定基準：名勝の部 八（海浜）

指定年月日：平成26年10月6日

所在地：長崎県五島市三井楽町（高崎鼻～柏崎～長崎鼻海浜及び海域）

指定説明：〔文化庁文化財部監修「月刊文化財」平成26年9月号(612号)より引用〕

五島列島の最南端に位置する福江島の北西端から東シナ海へと突き出た三井楽半島には、新生代第三紀の終末期頃に楯状火山である京ノ岳（標高182m）から噴出した溶岩流が放射状に広がり、緩やかな傾斜面から成る円形の溶岩台地を形成している。特に、台地の縁辺部には、冬季の強い偏西風により樹木の叢生しない平明な草地が広がり、西方から打ち寄せる波打ち際に沿って大小多様な固い玄武岩質の溶岩礫が露出するなど、風光明媚な海浜及び海域の風致景観が展開する。黒褐色の溶岩礫から成る海岸裸地とヤブソテツ<sup>注2</sup>・ハマビワなどの灌木帯との間の草地では、かつて牛馬の放牧が行われ、牧場としての管理が行われていたが、現在では海岸砂丘の周辺にハマゴウ・ハマボウなどの落葉低木及びハマヒルガオなどの海浜性草本などが散在している。

三井楽の地は、遣唐使が派遣された時代には日本の西のさいはてにあたり、東シナ海を横断する直前の最終寄港地として利用されてきた場所である。『肥前国風土記』の「値嘉郷条」に記す「美彌良久之埼」は、現在の半島北部に位置する柏地区であるとされている。遣唐使一行の護衛の任にあたり、そのまま当地で亡くなった人々を祀る岩嶽神社をはじめ、遣唐使船に飲料用水を供給した井戸との伝承を持つ「ふぜん河」など、柏地区には遣唐使ゆかりの場所が残されている。入唐八家の一人として名高い天台僧智証大師円珍（814～891）も、6年に及んだ唐での求法の後、天安2年（858）の帰国に際して肥前国松浦県旻美楽埼を経て大宰府の鴻臚館へと入ったことが知られる。

この地は古典文学にたびたび登場し、『万葉集』では山上憶良（660?～733?）の作とされる筑前国志賀島白水郎の歌十首にも「美彌良久之埼」として詠われた。藤原道綱母（936?～995）の『蜻蛉日記』では、亡母を偲んで詠んだ「ありとだに よそにてもみむ なにしおはば われにきかせよ みみらくのしま」の和歌とともに、「亡き人に逢える島」として紹介された。また、平安時代後期の歌人として著名な源俊頼（1055～1129）も、『蜻蛉日記』と同様に亡き人に逢える島として和歌に詠んだ。『散木奇歌集』に収められた俊頼の和歌は後代の歌界に大きな影響を与え、12世紀末期の歌僧顕昭（1130?～1209）が編纂した和歌の注釈書である『袖中抄』（第三）において、三井楽は歌枕「みみらくのしま」として定着した。こうして三井楽（美彌良久）は、日本の西のさいはての地であるとともに、異国との境界にある島又は死者に逢える西方浄土の島として、広くその表象が後代へと受け継がれていった。

江戸時代前期の本草学者である貝原益軒（1630～1714）が元禄15年（1702）に著した『扶桑記略』には「みらく」と記し、福岡藩の家老である立花実山（1655～1708）が宝永元年（1704）に出版した『江海風帆草』には「みいらく」と伝えるなど、次第に現在の地名である

「三井楽<sup>みいらく</sup>」へと変容する過程がうかがえる。

以上のように、三井楽半島の溶岩礫・草地から成る海浜とそれに連なる海域は、遣唐使が大陸を目指して東シナ海を横断する旅に船出した場所であり、亡き死者<sup>あいまみ</sup>に相見ることのできる西のさいはての地として歌枕にも定着した。その風致景観が持つ観賞上の価値及び学術上の価値は高く、名勝に指定し保護を図るものである。

注1・・・指定名称については現代地名を使用し、歴史的な呼称の観点から歌枕として詠み継がれた「みみらくのしま」を括弧書きで添えるとこととされた。

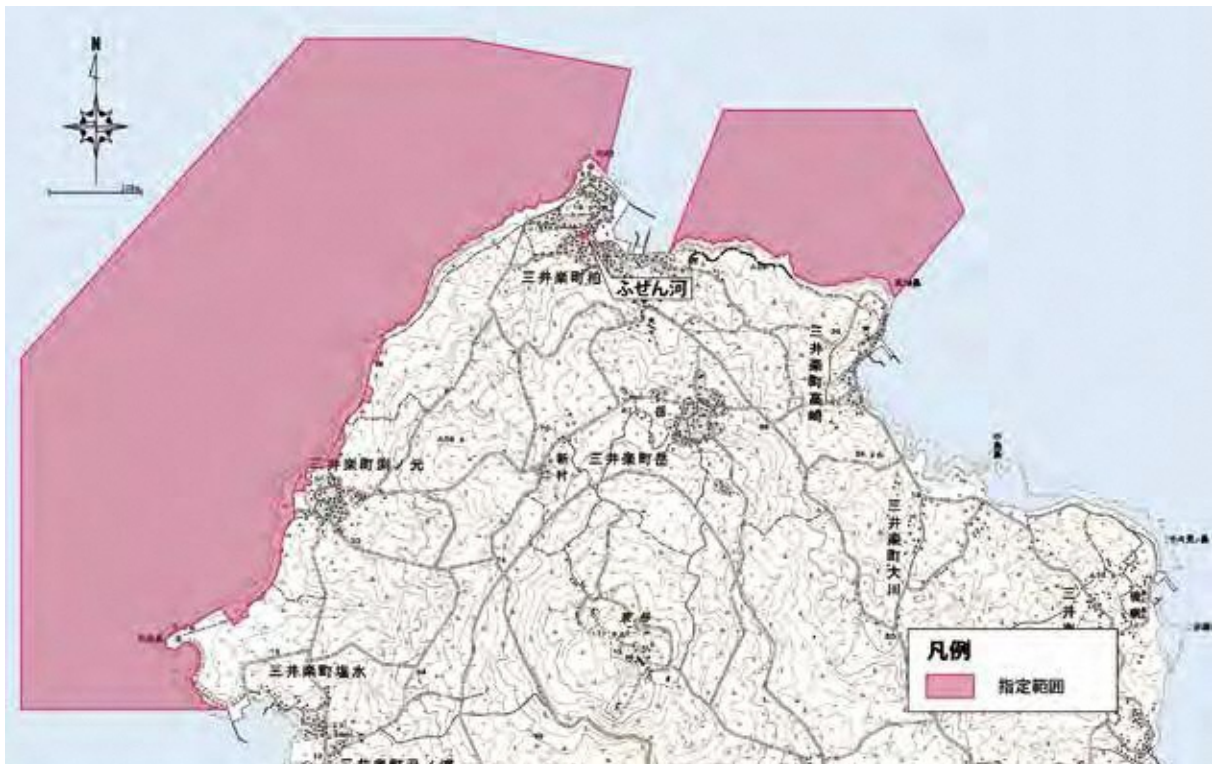
注2・・・「ヤブソテツ」はヤブソテツ属の総称で、名勝三井楽（みみらくのしま）の指定地において自生が確認されているのは「オニヤブソテツ」である。

## 2. 指定範囲

三井楽(みみらくのしま)の指定地は、同意取得の条件が整った地域（主に道路、水路、原野などの市有地）及び海域を第1段階として指定している。

指定範囲：指定面積（総面積）	7,007,151.55 m <sup>2</sup>
（陸域面積）	107,151.55 m <sup>2</sup>
（海域面積）	6,900,000.00 m <sup>2</sup>
土地所有関係（公有地）	7,006,254.55 m <sup>2</sup> （海域含む）
（私有地）	897,00 m <sup>2</sup>

### ■指定範囲全体図



## 第2節 本計画検討対象範囲

三井楽(みみらくのしま)は、今後、指定範囲の拡大をしていく予定であり、追加指定候補地を合わせた本計画検討対象範囲は下記のとおりである。

計画対象範囲には、町内会が管理している共有名義地（郷有地）等を含んでおり、今後、共有名義地（郷有地）などは、同意取得の条件が整い次第、追加指定していく方針である。

### ■計画検討対象範囲図

